

“安全な道”の再確認

2章6-16節（新共同訳聖書）

この段落は、ここまでローマ書を味読して“初めも信頼なら最後まで信頼ひと筋の道”を歩むほかないことを学んで来た読者に疑問を投げかけます。それは、一貫した同じ信仰を持った同じ人物（パウロ）の文章であるのに、今まで学んだこととはどう見ても正反対のように思えることが書いてあるからです。果たして、パウロの真意は？

1. 神の報いの原理

6 神はおのおのの行いに従ってお報いになります。7 すなわち、忍耐強く善を行い、栄光と誉れと不滅のものを求める者には、永遠の命をお与えになり、8 反抗心にかられ、真理ではなく不義に従う者には、怒りと憤りをお示しになります。9 すべて悪を行う者には、ユダヤ人はもとよりギリシア人にも、苦しみと悩みが下り、10 すべて善を行う者には、ユダヤ人はもとよりギリシア人にも、栄光と誉れと平和が与えられます。11 神は人を分け隔てなさいません。

パウロは、前の段落（4,5節）で「確かに今、ユダヤ民族には特別な神の怒りと刑罰は下っていないように見える。それは、神様の期待の表れであって、自らの偽善に気づかないあなたがたは、神の怒りをわざわざ『自分の身にためている』のである」と、皮肉を込めて非難しました。そして「神はおのおのの行いに従ってお報いになります」（:6）と、警告します。具体的には「聖なる神のお求めになる正しさを目標にして善い行いをした人が永遠の命を受け、反対に、神の御意志を無視して不義を行った人が神の怒りの報いを受ける」（7-10節）ということですが、これは仏教用語で「前世における行為の結果として現在における幸不幸があり、現世における行為の結果として来世における幸不幸が生じること」を意味する、私たち日本人には馴染み深い“因果応報”の教えとよく似ています。

従って、この段落を読む際には注意が必要です。なぜなら「永遠の命を得るには、善い行いが不可欠」と、誤読の恐れがあるからです。特に、前回取り上げたような恐怖心を利用する宗教家であれば「永遠の命は、忍耐をして善い行いをする人に与えられるのだ！」と、組織のために熱心に働く（伝道活動・献金等々）信徒を増やすために悪用することも考えられます。

聖なる神のお求めになる正しさを目標にして善い行いをした人が永遠の命を受け、反対に神の御意志を無視して不義を行った人が神の怒りの報いを受ける。これはどう見ても「成績主義」の救いです。少なくともここを読む限り、そうとしか考えられません。もしそうであれば、これはパウロが一章で主張していた“恵みの福音”（1:16-17）という原理と矛盾するのではないかと、という疑問が生じるわけです。実に、大問題です。

まず、考えなければならないのは、なぜパウロがユダヤ人に対して「神はおのおのの行いに従ってお報いになります」(：6)と教えなければならないのか？です。それは、彼らが「あんな道徳観念もない連中（異教徒）と、我々のような真剣な宗教者を、同一の基準で神がお裁きになるはずはない！」と自惚れていたからです。それに対してパウロは「神は人を分け隔てなさいません」(：11)と断言しました。

実は、6節の「神はおのおのの行いに従ってお報いになります」は、旧約聖書の詩篇62篇13節の引用で、11節の「神は人を分け隔てなさいません」は、申命記10章17節の引用です。つまりここでパウロは、ユダヤ人に馴染み深い言葉を記して、確かに神はおのおののその行いに従って報いをお与えになる。この点ユダヤ人もギリシャ人も同じ条件で変わりはない！ことを強調した上で、すべての人が神様から報われる原理を教えているのです。「神はおのおのの行いに従ってお報いになる」のであって、これ以外の原理で最後の審判があるのではない！ということです。まず、このことを念頭に置くことが重要です。

2. 律法（行い）で勝負する信仰者への詰問

ただ、もしそうであれば、7節の「神の前に忍耐強く善を行ったか？」という律法の原則に逆戻りして、やはり「その実績を問われて神の前に立たなければならない！」と、誤解する人も出て来て当然です。

12 律法を知らないで罪を犯した者は皆、この律法と関係なく滅び、また、律法の下にあって罪を犯した者は皆、律法によって裁かれます。13 律法を聞く者が神の前で正しいのではなく、これを実行する者が、義とされるからです。14 たとえ律法を持たない異邦人も、律法の命じるところを自然に行えば、律法を持たなくとも、自分自身が律法なのです。15 こういう人々は、律法の要求する事柄がその心に記されていることを示しています。彼らの良心もこれを証しており、また心の思いも、互いに責めたり弁明し合って、同じことを示しています。16 そのことは、神が、わたしの福音の告げるとおり、人々の隠れた事柄をキリスト・イエスを通して裁かれる日に、明らかになるでしょう。

ここでパウロは「自分は例外、あんな連中と一緒にしてくれるな！自分は偶像教徒とは違う。自分は律法（聖書）を知っている」と居直る信仰者を意識して、神の裁きは律法を知っているか否かということとは無関係であることを教えます。まず「律法の下にあるユダヤ人と律法を知らない他民族が同じように、神の聖と義とに照らし合わせて裁かれる」（12節）と断言した上で、なぜなら「律法を聞く者が神の前で正しいのではなく、これを実行する者が、義とされるからです」(：13)と、その理由を明らかにしました。つまり、ユダヤ教の会堂で旧約聖書が朗読されるのを、ただ「聞く」だけではなく、それを「行う」ということがなければ意味がないということです。

14節では、聖書を知らないからという理由でユダヤ人たちが見下している人たちの中にも、悪の検出装置のような能力を、神がちゃんと忍ばせておられることを教えます。「律法の命じるところを自然に行えば」の「自然」は、特に律法を知らされていない“生まれながらの状態”という意味です。つまり、この「自然のまま」の人たちが「律法の命じるところを……行う」と言うのですが、異邦人は律法を持っていないのですから、律法を行うはずはありません。しかし、ユダヤ人以外の民族は皆悪者かという、当然そんなことはありません。ローマ人やギリシャ人も正義や人に対する憐れみは何であるかということを知っています。ですから、律法の中に命じられている一部は行なっています。例えば「あなたは姦淫してはならない」と十戒は命じていますが、そういうものを知らなくても、夫婦の信頼関係を重んじる価値観は他民族の世界にもあります。「律法を持たなくとも、自分自身が律法なのです」(:14)とは、そういう意味です。

15節は、一読しただけでは理解しがたい文章ですが、ここでパウロは「自然のまま」の人たちの心にも「律法の要求する事柄がその心に記されている」根拠を教えています。「彼らの良心もこれを証ししており」の「良心」は、日本語の意味とは微妙に違って、ギリシャの哲学者たちが *συνείδησις* 「シニーディシス」(良心) の名で呼んだのは「自分をチェックするモニター機能」です。具体的には、自分が道徳的に怪しいことをやりかけたら「ちょっと待て、本当にそれでいいのか？」と、危険信号を出す「もう一人の自分」のようなものです。

つまりパウロは、自分たちが律法を与えられているから条件が良いと、自惚れているユダヤ人たちに対して、あなたが見下す異邦人たちの心にも、神の電波をキャッチする霊的アンテナのようなものが備えられていることを教えながら「それでもあなたは『自分は偶像教徒と違う。自分は聖書を知っている』と居直るか？あなたがどうしても律法の道で勝負しようと言うのなら、ユダヤ人であろうがギリシャ人であろうが、神の律法は行なってこそ、実行できてこそ有効なのだ！あなたは、それを神の前に徹底的に問われても立てるのか？」と、律法(行い)で勝負する信仰者への詰問を発しているのです。

《 結び 》

もちろん、これはユダヤ教徒に対する詰問ですが、決して他人事と捉えてはなりません。なぜなら「私は、信仰偉人伝に登場するような信仰者に一步でも近づこうと、毎週日曜日の礼拝はもちろん、聖書研究会・祈祷会も欠かさず出席し、聖書を熱心に学び、祈りにも励んでいる。神様が命じておられる伝道や愛の行為など、奉仕活動にも熱心に取り組んでいる。実際、私の活動で入信した人が何人もいます。その私を、神はお認めになるはずではないか！」……と。自分の信仰や人格、自分の善行で勝負するキリスト者がいるからです。

また、パウロの詰問は裏返して考えると、自分の不完全さを拠り所にして「私は、タダで神の義を頂くことはできない」と言う人たちへの問い掛けでもあります。自分の不完全さを「拠り所」にする人はないだろうと思われませんか？「私は聖書もろくに読まず、祈り・伝道・愛の行為にも不熱心。こんな自分が、クリスチャンと言えるのだろうか？私は神のためにも、人のためにもまったく役に立っていない。私はいつまでもこんな姿でまったく成長せず、遂には救われないのではないか？イエス様もこんな私には愛想づかしをなさるのではないか？」と、自分の宗教努力の足りなさを嘆く人です。結局これも、私は成績主義の土俵に上ります！と言って、自分の信仰や人格、自分の善行で勝負する人と同じです。神様が“信頼に発して信頼に終わる道”を歩めと命じておられるのに、どうして“まったく別なものに終わる（自分の善行で勝負する）道”に迷い込んでしまうのでしょうか？

パウロは「神は、ユダヤ人であれ異邦人であれ、等しく神の律法に基づいて公平に裁かれる」（:12-15）こと、また「この裁きの公正なことが決定的な形で示されるのは、神がイエス・キリストによって終りの日に行われる裁きにおいてである」（:16）と、ここでも神の裁きについてはっきりと言及します。「裁かれる日」とは、真実な神の裁きが行われる“終末の裁きの日”のことです。その日神は、血統や民族性によってではなく、おのこの真実に従って公正な裁きを行われます。まさに、律法を知っているか否かではなく、それに従って生きているかどうか問われるのです。そのため「忍耐強く善を行い」（:7）、永遠の命にあずかる者になろうと、いつの間にか“まったく別なものに終わる道”に迷い込んでしまうのです。

これは言い換えれば、ローマ書の基調である「信仰で受ける神の義」（1:16, 17/3:22, 27）と「おのこの行いに従って報いる神」（2:2, 6, 7）という、矛盾と思える教えの関係性を正しく受け止めることができないまま「やはり、救われるためには自分の宗教努力が必要なのでは？」と、不安を覚え始めるからでもあります。

確かに、神はユダヤ教徒も偶像教徒も、信者も未信者も、必ず一人ひとりに、その人のなした“行い”に従って報いをされます。これは「神は人を分け隔てなさいません」（:6）と、パウロが言う通り間違いありません。実際彼は、ローマ書以外でも「わたしたちは皆、キリストの裁きの座の前に立ち、善であれ悪であれ、めいめい体を住みかとしていた時に行ったことに応じて、報いを受けねばならない」（2コリ5:10）と、言いました。実は「神は必ず一人ひとりに、その人のなした“行い”に従って報いをされる」という、この教えは、パウロだけの教えではありません。例えば、主イエス御自身が「人の子は、父の栄光に輝いて天使たちと共に来るが、その時、それぞれの行いに応じて報いるのである」（マタ16:27）と教えておられます。更に、黙示録22章12節では「見よ、わたしはすぐに来る。わたしは、報いを携えて来て、それぞれの行いに応じて報いる」とも言われました。

是非、ご自分の聖書で黙示録20章11～15節をお読み下さい。ヨハネの黙示録は、聖書の中でも最も解釈するのに困難な書であると、よく言われます。その理由の一つには、この書の中には多くの象徴や数字や幻などが用いられていて、これらをどう解釈するか？などの点が挙げられます。実際、この書全体が何について述べようとしているのかという点に関しても、実に様々な見解が出されてきました。いずれにしても、この文章が著者と同時代の圧迫された信徒のために特に書かれて、その人たちに希望を与える暗号文書だったことを理解して読めば、**イエス・キリストの福音の一番根本とつながる励ましだけを読み取ることができるはず**です。

ここは、新共同訳聖書で「最後の裁き」という小見出しが付けられている所で、ヨハネの目には、大きな輝く玉座に座したお方と、その前に立たされるかつての「死者」だけしか見えません。天も地も「逃げて行き、行方が分からなくなった」(:11)というのは、すでに背景も世界も何もない所に、裁く方と裁かれる者とが向き合っ立つ恐ろしい現実を、クローズアップします。12節の玉座の前に開かれる「幾つかの巻物」というのは、一人ひとりの死者の生涯の記録と思われます。これに対して、次に開かれた「もう一つの書物」は、**父が遣わしたイエス・キリストを、本気で信じたか否かだけに基づく名簿**です。この「命の書」という名は、使徒パウロのフィリピ書にも使われました。もし、最初の書物だけで裁かれるとすれば、私もあなたも望みはありません。ただ一つのことだけを問う第二の書物があるから、私たちはこの輝く白い玉座の前に、安心して立てるのです。審判の光景は「引き出された死者が命の書に有るか無いか」と、言葉少なに簡潔です。無い者は改めて先の書物で罪を問われて行くべき所へ行く……それだけが述べられます。12節と13節の「裁かれた」は、選ばれるものと捨てられるものとに区別二分されることを表します。**父がイエス・キリストに込めた意志を受け止めたか、父を崇めたか……。ただそれだけが問われて、そのことで永遠の生と死に二分されて行くのです**。つまり、パウロが「わたしの福音の告げるとおり」(:16)と言うように、**福音の内容としてキリストによる最後の審判は不可欠**なのですが、このことをしっかりと受け止めてこそ、神への信仰は真剣なものとなり、“恵みの福音”(行ないによるのではなく主イエスへの信頼によって救われる)が、真の喜びとなります。

さて結論として、ローマ書2章6～16節で使徒パウロがどうしても伝えなかった本当の目的は何だったのか？それは「神はおのおのの行いに従ってお報いになります」(:6)と言われる神の前に、**安全な道はただ一つ**しかない。それは1章17節で、すでにはっきりと示され、3章21節以下で更に詳しく説明される道、つまり**“初めも信頼なら最後まで信頼一筋の道”**しかない。そしてそこに立つ限り、**あなたも私も、神の義を頂くことができる！**まさに、そのことにほかなりません。私たちは“安全な道”の再確認をした上で、更にローマ書の味読を続けて行きたいと思います。

《 付 記 》

ローマ書の基調である「信仰で受ける神の義」(1:16, 17/3:22, 27)と「おのおのの行いに従って報いる神」(2:2, 6, 7)の関係性を正しく受け止められない場合、人はせっかく味わった信仰の喜びと平和を失い、底無しの不安に陥ります。もちろん、悪質な宗教家や団体が“因果応報”をイメージせざる負えない聖句を意図的に切り取って見せつけ、不安を煽るからでもあります…。ですから、ローマ書の読者はまずパウロの福音の大原則（信仰で受ける“神の義”）をしっかりと把握した上で、この二章前半を読むことが求められます。